

新宿区産業振興基本条例制定に向けてのパブリックコメント実施結果について

- 1 実施期間 平成22年9月24日（金）～10月25日（月）
- 2 意見件数 46件（28名）

[内訳]

産業振興基本条例として定めていく内容について 33 件
 その他産業振興施策等に関するもの 13 件

ご意見の要旨と区の考え方

産業振興基本条例として定めていく内容について

意見番号	ご意見の要旨	ご意見に対する区の考え方
1	条例全般 産業の振興には、企業が独創性を発揮し、積極的な事業活動を行うことが不可欠であり、新宿区でも施策を実施していますが、このたび、産業振興政策の持続性と体系性を重視し、事業者・関係団体・区等のそれぞれの役割を明確化し、産業振興に関する考え方を明文化した条例の整備を行うことは意義のあることと考えます。	産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示すとともに、産業に携わる者の役割を明らかにするものです。 条例の制定によって、持続的、体系的に施策を実施し、産業に関する課題の解決を図り、産業振興を推進していきます。
2	条例全般 産業を振興させるには企業側（供給者）にばかり目を向けても実はあがりません。新宿は外国人を含む多くの区民以外の人々によって潤っているわけです。今回の素案には区民以外の消費者・生活者に対する配慮がなされていないように見受けられます。	ご意見にありますように、区内の産業は、区に住む住民だけで支えられているわけではありません。 そこで、「区民」を、区内に住む住民に加え、在勤者や在学者、さらに継続性を持って区内で活動する者も含めて定義し、その「区民」の役割の一つに消費活動を通じて産業振興の推進へ寄与することを規定していきます。 また、「区民」以外の、区外からの来訪者への視点については、条例ではなく、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。
3	条例全般 かなり普通で、新宿区でなくてもそのまま成り立ってしまいそうです。	産業振興基本条例として定めていく内容については、産業振興に関する基本的な考え方を示すという条例の性質から、普遍的な表現をとっていきます。 新宿区の条例としての特色は、前文に表していく予定です。
4	条例全般 素案を読んだ感想は、もう少し斬新的な内容でもいいのではないかと考えました。 例えば、産業の担い手として医療機関が記載されていません。現在、海外から日本の高度医療機関を利用したツアーが盛んに取りざたされています。羽田空港も24時間化され、日本国として大きな産業構造転換が議論されています。 他の地域条例より、1歩も2歩も進んだ他地域をリーダーシップで牽引するような項目を持つべきではないでしょうか。 いろいろな意味で、過渡期に制定される条例です。従来の価値観・概念を柔軟の発想をもって転換・創造する、そして、その新たな価値観・概念を新宿発で発信して行くという様な一項があるべきです。 理念条例であるからこそ、夢、未来に向けて積極的かつ斬新的な項目が足りないように思えます。	産業振興基本条例として定めていく内容については、産業振興に関する基本的な考え方を示すという条例の性質、条例の永続性という観点から、普遍的な表現をとっていきます。 また、ご意見にあります医療機関については、事業者の一つとして捉えています。

意見番号	ご意見の要旨	ご意見に対する区の考え方
5 条例全般	消費者にとって、この条例のメリット、デメリットは何ですか。	産業振興基本条例では、区民の役割の一つとして消費活動について言及していきます。ご意見にあります条例の制定による直接的なメリット、デメリットはありませんが、条例の制定により、産業振興をより一層推進し、地域社会の発展と生活の向上をめざしていきたいと考えています。
6 条例全般	事業者にとって、この条例のメリットはなんですか。	産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示す理念条例で、具体的な産業振興施策を行ったり、義務や規制を課したりするものではありませんが、産業振興における事業者の果たすべき役割や区が行うべき事業者への責務が明確化し、産業振興の推進につながると考えています。
7 条例全般	事業者にとって、よく分からない条例ではないですか。	産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示す理念条例です。したがって、条例の内容は、具体的な産業振興施策を行ったり、義務や規制を課したりするものではないため、その内容に把握しづらい点があるかもしれません。 条例制定後は、広く、簡明に条例の主旨を周知していきたいと考えています。
8 条例全般	この条例は、具体的にどんな産業振興施策を行うのですか。	産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示す理念条例です。したがって、条例の内容は、具体的な産業振興施策について定めるものではありませんが、条例の制定により、産業振興がより一層推進されるよう施策の実施に努めていきます。
9 条例全般	新宿区産業振興基本条例では、新宿区に存在する同業者団体に対して特に零細企業主体の業種団体の活動に何も書かれていません。	条例に示されている「産業経済団体」の一つとして捉えていきます。
10 条例全般	産業振興基本条例の制定にあたっては、企業が直面する経営環境や経営課題などの実状を理解した内容とするとともに、条例制定後の具体的施策において、企業、特に経営資源に限りのある中小・小規模企業のニーズに即したより効果的な施策を遂行されることを望みます。	産業振興基本条例の制定については、区民、学識経験者、事業者、商店会等の委員からなる懇談会を設置し、幅広い議論のもとで検討を行ってきました。条例として定めていく内容については、こうした議論のもと、産業に関する現状の課題を踏まえつつ、定めています。 また、基本理念や区の責務に、中小企業者の活力ある成長と発展について規定し、より効果的・効率的な施策の実施に努めていきます。
11 定義	(3) 商店会について 商店と言う用語は、商品売る店となります。商店街とは、街と地域が一致しているはずですから地域の商店と商店街の商店は同一のではありません。商店街の振興を目的とした組織で商店でない事業者主体の会もあるはずですから、そこで、商店街の振興は、地域の振興と同一のではありません。基本条例の用語の定義としては狭いと思います。 商店街の振興は、地域の振興を同一視するならば、地域事業者団体(商店会)または商店街事業者団体(商店会)等を提案します。商店街の振興と地域振興を同一視しないならば、商店会 の地域におけるコミュニティを支える多面的で重要な役割という語句とも矛盾します。	産業振興基本条例は、地域社会の発展を目的の一つとして掲げていきます。したがって、ご意見にありますように、商店街の振興は、地域の振興につながっていくと考えられます。 しかしながら、条例の中では、簡潔かつ明瞭である、「商店」という言葉が一般的に使用頻度が高くイメージしやすいなどの点から、商店街の振興を図る団体の名称は、「商店会」の用語を使用していきます。

意見番号	ご意見の要旨	ご意見に対する区の考え方
12 区 基本 の 理 念 務	「創造力ある産業」の意味が分かりません。	産業を取り巻く社会状況、経済状況は日々変化しています。こうした時代の変化に対応し、新たな価値を創り、発展していく産業を「創造力ある産業」と捉えています。
13 区 の 責 務	産業振興に対し区民として活動に協力すること及び消費をすることも大切ですが、区民が持つ様々な課題を、協働で事業を創造し、それを育成していくという視点もあると思います。行政が積極的に協働を推進している今、区の責務として加えることを望みます。	産業振興の分野でも、区民との協働という視点は重要だと考えます。ご意見を踏まえて、区の責務にある、「事業者、商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関との連携」という項目に「区民」を加えます。
14 商 店 会	現代まで条例らしきものが無く商店街の活力ある成長と発展の為に、行政と一体となり、商店街に加入する会員の増強を図り、商店街が重要であることの意識改革を各自持ってもらうため、このような条例は必要であり、大賛成であります。	産業振興基本条例では、商店街を地域コミュニティを支える重要な存在であるとして、商店会の役割を定めていく予定です。 条例制定後も、産業振興のため、商店街の発展と活性化に一体となって取り組んでいきたいと考えています。
15 商 店 会	世の中が不況の折、新規で始められる小さなお店に対して、すぐに商店会に加盟してもらうことは、中々難しい事と考えております。顔つなぎはさせてもらっても、少し様子を見てから入らせてもらいますという場合、そのままになってしまう事もあり、その時期が難しい事ですが、条例として下さる事により、話も進めやすくなるのではないかと思います。	商店会への未加入については、商店街の抱える課題の一つだと認識しています。 こうした課題の解決を図るため、産業振興基本条例では、商店会への加入の項目を設けていきます。商店会への加入について努力規定として定めることで加入を促進し、商店街の発展と活性化に取り組んでいきたいと考えています。
16 商 店 会	商店会で地域の調和と発展の為に商店会に入会をお願いしても、チェーン店（例コンビニ等）などは、本部決済の為、店長さんには、入会の決定権が無く商店会に加入されません。その為、区内で事業を営む方には必ず地元の商店会に加入していただければ助かります。	

意見番号	ご意見の要旨	ご意見に対する区の考え方
17	<p>商店会が直面している問題の一つに「出店者の未加入」の問題があります。</p> <p>商店会では20年・30年といったスパンで街路灯・歩道などの整備を実施しています。この整備費用は、極めて大きな金額となり、それらは商店会の加盟店からの商店会費等を原資として賄われております。ところが、昨今、商店会に加入しようとしないう出店者が見受けられる様になりました。このような出店者の行為は、場所の利益は一方的に享受するが、その場所の商業環境を維持するために商店会が支払っているコストは、一切負担しない事を意味します。そしてこれら未加入の出店者の多くは、全国展開をしている様な名前の通った大企業が殆どで、決して、月々の商店会費を支払えない様な極めて零細な業者ではありません。このような「ただ乗り」を商店会として断じて許すことが出来ません。商店会への未加入店舗の増加は、商店会の整備費用の原資を減少させ、商業環境の維持を危うくし、最終的には商店街の衰退を惹起させる原因となるからです。</p> <p>しかしながら現状では、出店者が商店会に加盟するか否かは全くの任意であり、商店会が出店者に対して加入を要請するための法的担保となり得る物は何もありませんでした。</p> <p>その意味で、「新宿区産業振興基本条例」は商店会にとって強い味方になるものと考えます。具体的な記述箇所には「5各主体の役割」の「商店会」の の後段の文書です。</p> <p>従いまして、一日も早い「新宿区産業振興基本条例」の制定を願っております。</p>	<p>商店会への未加入については、商店街の抱える課題の一つだと認識しています。</p> <p>こうした課題の解決を図るため、産業振興基本条例では、商店会への加入の項目を設けていきます。商店会への加入について努力規定として定めることで加入を促進し、商店街の発展と活性化に取り組んでいきたいと考えています。</p>
18	<p>チェーン店が商店会に加入しないケースが多く、問題になっている、条文では努力規定になっていてこれではますます加入しなくなる。義務化は無理ですか。</p>	<p>商店会への未加入店舗については、商店街の抱える課題の一つだと認識しています。</p> <p>こうした課題の解決を図るため、条例では、努力規定として、商店会への加入の項目を設けていきます。この項目は、経済活動の自由を図るという観点から、加入を義務化(強制)することは困難ですが、条例制定を契機によりいっそう、商店街の発展と活性化について取り組んでいきたいと考えています。</p>
19	<p>理念条例は分かるが、現実に商店会に加入しないフランチャイズ店に対し、甘い条例だと思えます。</p>	
20	<p>産業振興と一口に言っても、地元商店会も御多分に漏れず、高齢化、チェーン店の不加入、老舗店の廃業と歯止めが掛からない状態です。周辺の商店会同様、単独では解決策も限られている現状です。過去の成り行きから、狭い地域にも係わらず細分化されている商店会、リンクのない地元町会。商店会にとって、先行きの見えない景気低迷の中で、単なる言葉としての「各自の努力」は空虚に響きます。自助努力は勿論ですが、表面的なイベントより、各組織が連携できる土壌を構築するシステムを望みます。</p>	<p>ご意見にありますように、商店会については、未加入店舗、商店数の減少などの様々な課題が挙げられます。</p> <p>条例では、区の責務として、事業者、商店会などとの連携やネットワークの形成の項目を設け、商店街の発展と活性化に努めていきます。</p>

意見番号	ご意見の要旨	ご意見に対する区の考え方
21	<p>このような条例が制定されることに対し、非常に有意義であると考えます。今までなかったのが不思議なくらいです。商店会員として、その定義と役割が明確化されることで、立場がはっきりし、活動しやすくなると思います。また、商店会の活動は、街路灯の例えのように町会の域にまで入り込んでいます。従って、大小関係なく事業者それぞれが地域の一員として自覚し、地域と調和を図るべき（即ち商店会に加入せよ）とのことは、まさに強調したいことで、いいことです。</p>	<p>産業振興基本条例では、商店街を地域コミュニティを支える重要な存在であるとして、商店会の役割を定めていきます。商店会への加入の項目は努力規定で強制はできませんが、条例制定後も、産業振興のため、商店街の発展と活性化に一体となって取り組んでいきたいと考えています。</p>
22	<p>商店街の持つ、多面的で重要な役割とはなんですか。</p>	<p>商店街は、物やサービス売り買いする場としての役割だけでなく、街路灯設置などにより安全面・防犯面を担う役割や、地域住民の交流の場としての役割などの様々な役割を担っています。 こうした、地域コミュニティを支える商店街の役割を「商店街の持つ、多面的で重要な役割」と捉えています。</p>
23	<p>道路拡張等で商店会が疲弊消滅しまった店舗に対して、この条例は何か役立ちますか。</p>	<p>産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示す理念条例であるため、特定の対象に、特定の施策を行うことを定めるものではありません。 しかしながら、条例の基本理念の一つとして、商店街の発展と活性化を図ることを定め、取り組んでいきたいと考えています。</p>
24	<p>この条例に対する区の意気込みは理解できますが、総花的であるがゆえに区民を幸福に導くことは難しいと考えます。肉・魚・野菜といった生鮮食料品販売店が、ものすごいスピードで無くなっている。高齢者や障害をもつ人々にとって、由々しき問題で、また産業振興の面からも大変な課題だと思えますが条例ではどう対応しますか。 【3件】</p>	<p>産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示す理念条例であり、特定の対象に、特定の施策を行うことを定めるものではありません。 しかしながら、商店数、特に生鮮食料品販売店の減少、それに伴う生活利便性の低下については、課題の一つであり、具体的な産業振興施策のなかで取り組んでいきたいと考えています。</p>
25	<p>「商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が、商店街の活力ある成長と発展をもたらす」とは、どんな意味ですか。</p>	<p>商店街が活気に満ちた、魅力ある商店街として発展するためには、個々の店舗（商店会を構成する事業者）がそれぞれの魅力を高めていくことが重要であるということを表しています。</p>
26	<p>(2) 商店会を構成する事業者 (3) 小売業等を営む事業者 統一したほうが良いと思います。</p>	<p>「商店会を構成する事業者」とは、商店会の会員としての事業者を示しています。「小売業等を営む事業者」は商店会の会員であるかどうかに関わりなく、商店街というエリアにおいて小売業をはじめとする各種事業を行っているものを示しています。したがって、表記は現行どおりとします。</p>

意見番号	ご意見の要旨	ご意見に対する区の考え方
27	条例制定後の取組 自助努力・創意工夫ある事業活動が前提となっておりますが、現状の厳しい環境では、まず個企業、個店を越えて協働で努力・創意を創り出す「仕事創り」が求められております。新事業・新販路開拓、協業システムのネットワークづくりなどへの区としての具体的支援策を切望します。そのための現状、実態、課題について定期的、生きた現場リサーチ、検証活動のブレインストーミングが必要と考え産業振興施策の公表、産業振興会議の設置に期待します。	産業振興の課題を共有し、産業振興への取組を定期的に評価・検討するため、条例の項目に、「産業振興施策の公表」や「産業振興会議の設置」を設け、効果的・効率的な施策の実施について検討していきます。
28	条例制定後の取組 振興条例に基づいた中小企業の発展の検証が本当に出来るのでしょうか。入口から行動のステップがなかなか解りにくい。	
29	条例制定後の取組 新宿のまちの特色は、放任主義では駄目で、はっきりした方向性が必要と思います。方向性を決めるために、各主体の意見をまとめ、明確な目標と実現に向けた計画と断固とした実行力がないと実現出来ないと思います。	産業振興の課題を共有し、産業振興への取組を定期的に評価・検討するため、条例の項目に、「産業振興施策の公表」や「産業振興会議の設置」を設け、各主体の意見を取り入れ、産業振興を推進していきます。
30	条例制定後の取組 今後は生みっぱなしではなく、丈夫に育てていただきたいと思えます。	産業振興において、条例の制定は大きな意義を持つものですが、条例制定後、産業振興にどう取り組んでいくかが重要と考えています。 条例の項目に、「産業振興施策の公表」や「産業振興会議の設置」を設け、産業振興の推進にさらに取り組んでいきたいと考えています。
31	条例制定後の取組 「（仮称）新宿区産業振興基本条例に関する提言書」を一通り読んで、条例制定の趣旨、目指す所を理解できましたが、条例を活かすことの難しさを痛感しました。何より大事なことは、区民を始めとした区を構成する人達の啓発（意識の転換、向上）であります。区が責務を果たすことも至難なことと感じました。この提言書をできるだけ多くの人に読んでもらい、啓発活動を根気よく続けることが肝要と考えます。	産業振興において、その考え方の基本となる条例の制定は大きな意義を持つものですが、条例制定後、産業振興にどう取り組んでいくかが重要と考えています。 条例制定後は、その理念の周知に努め、産業振興の推進にさらに取り組んでいきたいと考えています。

その他産業振興施策等に関するもの

意見番号	ご意見の要旨	ご意見に対する区の考え方
1	その他産業振興施策等に ここ数年新宿区から企業の吸収・合併や交通インフラを理由に港区・中央区・千代田区に移転した企業が目立ち、新宿はビジネス街として地盤沈下を起こしています。高層ビルも空室が目立ち、家賃も大幅に下落しています。今後、羽田の国際線化そして将来のリニアモーターカーが開通により（始発駅が品川に決定）従来新宿に馴染みのある山梨や南信州の人々も新宿と縁が薄くなってしまふことを産業振興の面からも危惧しています。	産業を取り巻く社会状況、経済状況は日々変化し、それに伴う新たな課題は常に生じています。 いただきましたご意見は、区の課題として、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。

意見番号	ご意見の要旨	ご意見に対する区の考え方
2 その他産業振興施策等に関するもの	<p>新宿には超大企業から家族経営の零細企業まであります。とかく産業振興という大企業に目が向きがちですが、大企業は区や区民に期待はしていないと思います。今後の具体的施策を実施するに当たってはここの所を十分配慮していただきたいと思ます。</p>	<p>産業振興基本条例では、事業者を大企業、中小企業の別なく規定します。それは、事業規模に関わらず、産業の担い手としての共通の役割があるとの考えからです。</p> <p>しかしながら、中小企業は事業者の大半を占めており、区内産業の主要な担い手として、産業の活性化と地域社会の発展に大きく貢献してきました。条例では、こうした観点から、基本理念や区の責務に中小企業者の活力ある発展と成長を目指すことを定め、それを基に中小企業振興に取り組んでいきます。</p> <p>いただきましたご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
3 その他産業振興施策等に関するもの	<p>従来、染色・印刷業を地場産業と位置づけていますが21世紀の新宿の産業振興を考えるとこの2業種が産業振興の役目を担うとは思えません。新宿という街の置かれている立地からしても地場産業としては小売・飲食などのサービス業ではないでしょうか。懇談会委員は経済団体等の代表として選任すべきであり一部の業界団体の代表は排除すべきと思います。</p>	<p>ご意見にありますように、新宿区内では、サービス業、飲食店・宿泊業、卸売・小売業が多くなっていますが、区では、地域と密接に結びつき、歴史的に発展してきた産業として印刷・製本関連業と染色業を地場産業と位置づけています。</p> <p>今回の産業振興基本条例は、特定の対象や特定の産業のみに注目していくものではなく、新宿のまち全体の産業の振興を目指しています。</p> <p>また、委員選定へのご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
4 その他産業振興施策	<p>今後の施策においては、需要の創出、区内中小企業の受注機会の確保・増大として、緊急かつ真に必要なインフラ整備等の促進や官公需における受注機会の配慮、取引適正化を始めとする下請企業対策の強化、展示会への出展支援などの販路開拓支援、海外市場の開拓支援などに関する施策の具体化をお願いします。</p>	<p>産業振興基本条例では、区の責務の一つとして、基本的施策を実施することを定め、それを踏まえて具体的施策を実施していきます。</p> <p>いただきました具体的施策についてのご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
5 その他産業振興施策等に関するもの	<p>経営資源に限りのある中小・小規模企業において、人材の確保・育成は、事業承継の問題とともに企業の存続に直結する最重要課題です。今後強化すべき支援策として、「優秀な人材の確保」、「職業能力の開発・向上支援」、「経営幹部候補生に対する育成支援」に対するニーズが高いことから、人材確保・育成支援に関する施策の拡充をお願いします。人材確保・育成支援策の展開においては、中小・小規模企業の経営者や従業員を対象とする施策に加えて、教育機関等の連携により、学生等も対象として中小・小規模企業の実態が正確に伝わり、またその社会的な役割に対する理解が深まるような取り組みも検討してください。中小・小規模企業に対する情報不足や誤解等が、人材確保・育成に大きな影響を持っていると判断するからです。</p> <p>また、外国人労働者の雇用において、ビザ取得の問題は各種の規制により、外国人従業員の採用や雇用継続等の手続きに負担を感じる企業が多いことから、実態を調査するとともに、具体的な支援策を検討ください。</p>	<p>産業振興基本条例では、産業振興を担う人材育成について定めていきます。</p> <p>いただきました具体的施策についてのご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>

意見番号	ご意見の要旨	ご意見に対する区の考え方
6 その他産業振興施策等	現在、新宿区内には優秀な若手経営者が多く集まり、さまざまなビジネスが展開されるなか、開業等に関する多くの相談が寄せられています。新宿区の産業が今後も活力を維持し、発展していくためには、意欲のある若手企業に対する支援が重要であることから、新製品・サービス開発に対する助成制度や創業時の金融支援、創業後の継続的なサポート等について、さらなる支援策の拡充をお願いします。	産業振興基本条例では、基本理念や区の責務に創業のための環境整備を定めます。これは、新しい事業者はまちに刺激と活力を与え、新陳代謝を促し、産業の活性化を呼び込むと考えるからです。 区では、現在も、創業に関する支援施策を実施していますが、いただきましたご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。
7 策その他産業振興施	新宿区は、現在さまざまな金融支援を実施し成果を上げていますが、今後も多様な資金ニーズへの対応・機能強化、中小企業制度融資等に対する支援を継続するとともに、さらなる制度の拡充を検討ください。	区では、中小企業向け制度融資をはじめとする施策を実施していますが、いただきましたご意見を参考として、より効果的・効率的に実施するよう努めていきます。
8 策その他産業振興施	個人商店や個人飲食店は、大型店やフランチャイズ店とは異なり、街や地域の個性を演出する上で、非常に重要な役割を果たすものである。個々の経営はそれぞれの経営者の責任で行うにしても、このような個人商店や個人飲食店が減少し続けることを回避するような支援策も検討ください。	商店数の減少や、画一化は、課題の一つとして認識しています。 いただきましたご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。
9 その他産業振興施策等に関する	「地場産業」「地域小企業活性化」のための区内公事業への入札制度支援策。 「地域活性化支援事業」として、ものづくり事業の新商品、新販路開拓、連携事業（協業、産学、異業種内など）への、具体的な支援策。 地場産業振興、社会活動の従来からの継続事業について、更なる支援。 「国際化、多文化共生のにぎわう街づくり」の中に、地元企業、地場産業との連携を図る具体的な事業。 「シニア・高齢化社会」とのシニアパワーを生かす福祉的社会貢献事業と地場産業との連携。	地場産業については、産業振興基本条例のなかで、区の責務の中に定めていきます。 いただきました具体的な施策についてのご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。
10 その他産業振興施策等に関するもの	小売業で、後継者の居ない事業者・店主の高齢化・無店舗販売業等が起きている現状を考えると、その業種自体が回復不能になる時が来ます。生鮮三品の買い物難民が増えて来たのもこの為だと思います。高齢化した地域の生鮮三品の販売者は高齢化し、販売者が高齢化・利益減少・後継者不在となれば閉店しかありません。借金のために閉店さえ出来ない事業者も居ます。閉店すれば跡地は空き店舗となり、商業集積がある地域と見れば、そこにチェーン店やフランチャイズ店が出店し、商業集積が無いと見れば、空き店舗は増えていきます。現在の新宿区内での空き店舗問題は地方と比べて頻度が小さいのは、それだけ商業集積がある地域と見なされているからです。チェーン・フランチャイズ店舗を商店会活動に勧誘しても会費だけの関係しかできません。	商店数、特に生鮮食料品販売店の減少や、後継者の課題は、産業振興における課題の一つと認識しています。 いただきましたご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。

意見番号	ご意見の要旨	ご意見に対する区の考え方
11 その他産業振興施策等に関するもの	<p>商店会活動が役員のボランティア活動で行われていると自分の事業で手一杯です。利益のある店舗では、後継者は居ても商店会活動に消極的です。そこに地域社会と区民生活における多面的な役割の活動が入れば役員の成り手も減少します。新しい事は始められません。</p> <p>地域社会と区民生活における多面的な役割の活動の一例として、新宿区の地域センター・地域協議会などからの委員推薦などがありますが、それぞれの事務局が把握していないため、一部の商店会だけに多面的な役割を分担させることが起こっています。商店会連合会と特別出張所の地域区分が違うため地域活動としての他商店会との連携は取りにくいことに成っています。</p>	<p>産業振興基本条例では、すでに担っている商店会の役割について明記したもので、新たな役割を課すものではありません。</p> <p>いただきましたご意見は、今後の課題として参考とさせていただきます。</p>
12 その他産業振興施策	<p>消費者動線の一致した商店会の連携、同一消費者を対象とした商店会同士の連携を行う時、これから行わなければ為らない地域間競争などの為に上部組織が必要になると思います。そのため、他の商店会との連携も行政として考えてください。</p>	<p>産業振興基本条例では、区の責務として、事業者、商店会等との連携を図ることを定めていきます。</p> <p>いただきましたご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
13 その他産業振興施策	<p>新宿区内には単一業種による団体が数多く存在しています。多面的な役割の活動も独自で進めている団体・同一地域の同業者団体等これらの団体もこれからの多面的な役割の活動として商店会連合会への加盟を認めたらいかがですか。会の規模だけ見れば商店会連合会加盟組織より大きな業種団体も在ります。</p>	<p>商店会連合会については、区の組織ではないため、その加盟の要件について、区で決定することはできません。</p> <p>いただきましたご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>

意見をまとめるにあたっては、同様の意見はまとめて記載しています（産業振興基本条例として定めていく内容について：意見番号24）。

条例の内容や産業振興施策に直接関連しない意見は掲載していません。

意見のなかにある団体名や企業名は省略しています。